

食品の 営業許可制度が変わりました!

食品衛生法の改正に伴い、
令和3年(2021年)6月1日から食品の営業許可制度が大きく変わりました。

Point

- ① 食品の営業許可制度の見直し
営業許可の対象業種の**新設・統合・廃止等**が行われ、32の業種に区分されました。
- ② 食品の営業届出制度スタート
許可が**必要ない施設**についても、食品を取り扱う場合は、**届出が必要**になりました。
- ③ HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理が義務化
原則、**食品を取り扱う全ての施設**に対して、HACCPによる衛生管理が義務化されました。

① 食品の営業許可制度の見直し

これまでの取り扱いと変更がない業種のほか、以下のような業種があります。

! 「統合」された業種があります。

- 例1) 「喫茶店営業」と「飲食店営業」が統合し、**今後は「飲食店営業」**に
例2) 「菓子製造業」と「あん類製造業」が統合し、**今後は「菓子製造業」**に
例3) 「みそ製造業」と「しょうゆ製造業」が統合し、**今後は「みそ又はしょうゆ製造業」**に

このような方は…



次回更新時に、新しい区分に従って許可を新規で取得してください。

! 法に基づく許可として「新設」された業種があります。

水産製品
製造業*

漬物
製造業*

液卵
製造業

密封包装食品
製造業

食品の
小分け業

このような方は…



**令和3年6月1日より前から既に営業している事業者は、
令和6年5月31日までに、改めて許可を取得してください。**

※「水産加工品製造業」及び「漬物製造業」など(紫色の許可証)を取得している場合は、
その期限にかかわらず、**令和6年5月31日までに許可を取り直す必要があります。**

◎そうざい半製品を製造している場合は、今後新たに「そうざい製造業」の許可が必要に
なりますので、上記同様**令和6年5月31日までに許可を取得してください。**

! 「営業届出」に移行した業種があります。

例) 乳類販売業、氷雪販売業、食肉販売業(包装)、魚介類販売業(包装)など

このような方は…



**令和3年6月1日より前から既に法に基づく許可を取得している
事業者は、自動的に届出したと見なされるので、手続き不要です。
また、今後営業許可の更新申請は不要となります。**

② 食品の営業届出制度の創設

原則、既に法に基づく営業許可を取得している場合、または、以下に該当する場合を除き、食品を取り扱う全ての施設は、**新たに「営業届出」が必要**となりました。

営業許可・届出が不要な業態

- ① 農産物や水産物を採取する営業
- ② 食品又は添加物の輸入をする営業
- ③ 食品又は添加物の貯蔵又は運搬業（冷凍・冷蔵の倉庫業は届出の対象）
- ④ 常温包装品の販売業
- ⑤ 器具・容器包装の製造業（合成樹脂が使用されたものを除く）
- ⑥ 器具・容器包装の輸入又は販売業

＜届出が必要な業種の例＞

乳類販売業、氷雪販売業、食肉販売業（包装）、魚介類販売業（包装）、冷凍・冷蔵倉庫業、コップ式自動販売機（屋内設置）、弁当販売業、製茶業、野菜果物販売業、米穀類販売業、精穀・製粉業、健康食品製造業、海藻製造・加工業、卵選別包装業（GPセンター）、器具・容器包装の製造加工業、行商、集団給食施設（直営） etc…

このような方は…



**令和3年6月1日より前から既に営業している事業者は、
令和3年11月30日までに届出をしてください。**

※これまで食品販売業、行商の登録をしていた方は、自動的に届出したことにはならず、**改めて届出が必要**になるので注意してください。

！届出対象業種についても、「食品衛生責任者」の設置が必要です。

食品衛生責任者になるには、

- ・食品衛生監視員または食品衛生管理者の資格要件を満たす方
- ・調理師
- ・製菓衛生師
- ・栄養士
- ・食品衛生協会が実施する「食品衛生責任者養成講習会」の修了者

など所定の資格が必要です。

※届出に移行した業種（食品販売業、乳類販売業等）についても、**有資格者の設置が必要**になりました。

大学で医学、薬学、畜産学、水産学、農芸化学等所定の課程を修められた方

③ HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理が義務化

！原則、食品を取り扱う全ての施設に対して義務化されました。

食品取扱従事者の数が50人未満の小規模な事業者や、飲食店営業、そうざい製造業等は、各業界団体が作成している「**手引書**」に沿って**衛生管理**を行いましょう。

「手引書」は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

それ以外の大規模事業者等は、**営業者自らが“HACCPの7原則”に沿って衛生管理を実施する**必要があります。

➡ この他、詳細については最寄りの保健所までご連絡ください。

（連絡先） 稚内保健所 食品保健係（電話：0162-33-2545）